

食品安全委員会（第797回会合）議事概要

日 時:令和2年11月17日(火) 14:00~14:26

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:佐藤委員長ほか6名出席

傍聴者:報道2名、行政機関1名、一般0名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

・農薬7品目

MCPA

ウニコナゾールP

キャプタン

クロルピクリン

セダキサン

プロシミドン

メタミホップ

→厚生労働省及び担当の吉田（緑）委員から説明

農薬「キャプタン」、「クロルピクリン」及び「プロシミドン」については、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定することとなった。

農薬「MCPA」及び「ウニコナゾールP」については、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないが、急性参照用量の設定を含めて、農薬「MCPA」は農薬第四専門調査会、農薬「ウニコナゾールP」は農薬第二専門調査会において、それぞれ審議することとなった。

農薬「セダキサン」及び「メタミホップ」については、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があることから、農薬「セダキサン」は農薬第三専門調査会、農薬「メタミホップ」は農薬第四専門調査会において、それぞれ審議することとなった。

・動物用医薬品1品目

ルバベグロン

→厚生労働省から説明

本件について、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
・ 添加物「キチングルカン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件については、添加物専門調査会におけるものと同じ結論、「キチングルカンが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念はない。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。